
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 45 回作業部会及び第 396 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続における論点の検討について、第 45 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2018 年 11 月 8 日開催）及び第 396 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

公表にあたって（案）について

（第 45 回作業部会で聞かれた意見）

2. 第 22 項について、資産及び負債を認識することが会計上の考え方として一義的に否定されるものではないとの記載はあるが、レンタルのような短期のものやサービスの性質を有するものまで含めて資産及び負債を認識することへの懸念に対する分析が記載されていない。
→第 22 項を修正している。
3. 第 23 項について、実務上の困難さに関する追加の懸念があるか否かをエンドースメント手続において確認したとの記載があるが、どのように確認を行い国際的な評価と大きな相違がないと評価したのかが分かりにくい文章となっている。そもそも第 23 項は個別の論点の評価ではなく総合的な評価を行う表現であるため、後半の第 38 項にまとめて記載したほうが良いのではないか。
→第 23 項及び第 38 項を修正している。
4. 第 22 項について、最初の段落で「いずれかが一義的に否定されるものではない」として 2 つの考え方に優劣がないことを強調しているにも関わらず、最後の段落で「原則としてすべてのリースに係る資産及び負債を認識することに一定の論拠がある」として片方の考え方を採用する流れとなっているため、最初の強調の表現を見直した方が良いのではないか。
→拮抗した見解であることを示す点で特段、問題ないと思われるため、そのままとしている。
5. 第 22 項について、2 つの考え方を貸手の義務の履行の観点から説明しているが、ここは借手の会計処理を評価している部分であるため、第 28 項のように借手の立場から考え方を説明したほうが良いのではないか。

→第 22 項を修正している。「貸手」の表現を削除し、契約の履行の観点から説明している。

6. 第 38 項の実務上の困難さに関する評価については、実務上の困難さがあることを認めつつも、エンドースメント手続では「削除又は修正」を必要最小限としていることを理由として用いてもよいのではないか。

→「必要最小限」の表現を用いるまでにない箇所と考え、特段、使用しなかった。

7. 第 23 項の文末が「我が国特有の事情を新たに見出されなかった」となっているが、IFRS 第 16 号はまだ適用前の段階であるため、「新たに見出されていない」とすべきではないか。

→第 23 項を修正している。

(第 396 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

8. エンドースメント手続としてこれ以上議論すべきことはないと考えられるため、次回公表議決を行うことでよいのではないか。

9. IASB の決定事項とそれを受けての ASBJ の分析のどちらを述べているのか分かりにくい部分がある。例えば第 33 項は IASB の決定事項であるが、それが明示されていないため、明示することで分かりやすくなると思われる。

→第 12 項、第 29 項、第 31 項、第 33 項、第 34 項を修正している。

10. 第 22 項のリースに係る資産及び負債を計上することに関して、「営業上不可欠な資産及び負債を構成するなど重要性があるケースについて有用性があること」は理解できるが、それが結論である「原則すべてのリースに係る資産負債を認識すること」に繋がるためには追加の論拠が必要ではないか。

→第 22 項を修正している。

公開草案に寄せられたコメントへの対応案について

(第 45 回作業部会で聞かれた意見)

11. 質問 1 5) の賃貸住宅の長期一括借上げに関するコメント対応について、対応案の冒頭でコメントの概要をまとめているが、概要のまとめは不要であり対応部分のみを記載すれば足りるのではないか。

→コメント概要のまとめは、コメント内容を理解して丁寧に対応するためのものであるため、記載を残すこととした。

12. 質問 1 5) の賃貸住宅の長期一括借上げに関するコメントについて、サブリースに関してヘッドリースとの間で生じる損益のミスマッチは、両者の条件等の不整合による

サブリース事業者の負担を表している可能性があり、一概に否定するまでに至らないのではないか。

→質問 1 5) のコメント対応案にて「金利費用の要素を考慮した前加重の費用処理を行うことも、会計上の考え方としては一義的に否定されるものではない」としており、IFRS 第 16 号を一概に否定するものではないとの考え方を示している。

13. 質問 1 7) の賃貸住宅の長期一括借上げに関するコメントについて、2 段落目の「なお」以降で仮に IFRS 第 16 号が日本基準に導入された場合の中小企業への影響について記載されているが、日本基準に関するコメントであるためエンドースメント手続とは関係ないことを記載した方がよいのではないか。

→質問 1 7) のコメント対応案にて、中小企業への影響は日本基準の開発に係る検討の参考とする旨を追記している。

14. 実務上の困難さへの対応について、2015 年 6 月の修正国際基準公表時における「公表にあたって」を参考に、日本においては IFRS や修正国際基準の適用は任意であることを踏まえた対応を記載してはどうか。

→2015 年 6 月の「公表にあたって」では、当面の方針として任意適用を前提としつつも判断基準として実務上の困難さを勘案すべきとされており、実務上の困難さへの対応として任意適用であることを理由とするのは難しいと考えられる。

(第 396 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

15. その他 15) の修正国際基準について将来に向けた取組みを再検討すべきであるとのコメントに対して、「当面の方針」を踏まえて修正国際基準を開発していることのみが対応案に記載されているが、このような市場関係者の意見を企業会計審議会に伝えることを検討すべきだと考える。

→寄せられたコメントを制度を所管している当局に伝える対応を記載した。

16. IFRS 第 16 号や IFRS 第 17 号が終わった後のエンドースメント手続は、今後日本基準の整備にリソースが割かれることを踏まえると、もう少し効率的な手続にすることを考えたほうがよいのではないか。

→今後のエンドースメント手続の参考とする。

17. 過去に ASBJ が提出したコメント・レターの内容と、IFRS 第 16 号が異なることについて、現時点での ASBJ の考え方を踏まえて IFRS 第 16 号の取扱いを評価すべきとの意見に対して、エンドースメント手続としてはそこまで記載する必要はないとして特に対応されていないが、ASBJ の方針を再確認する機会としてエンドースメント手続の位置づけを見直すことを検討してもよいのではないか。

→今後のエンドースメント手続の参考とする。

18. 質問 1 5) の賃貸住宅の長期一括借上げに関する分析について、サービスとしての性格が強いことは理解できるが、エンドースメント手続としては「削除又は修正」には至らないという結論には同意する。しかし、結論に至る理由が十分でなく、日本基準の開発の方向性を示唆しているように捉えられかねないため、結論に至る理由を丁寧に書くべきではないか。その中で、エンドースメント手続で「削除又は修正」のハードルが高いことも、対応案の中に書き加えたほうが良いのではないか。
- コメント対応案では長期一括借上契約についてサービスとしての性格があることも踏まえたうえで、一方で IFRS 第 16 号の考え方も否定されるものではないことを丁寧に説明している。「削除又は修正」のハードルが高いことに関しては、質問 1 4) のコメント対応案に記載されているため、自動車リースと同様に、重複して記載を行わないこととした。

以 上